

速度取締指針

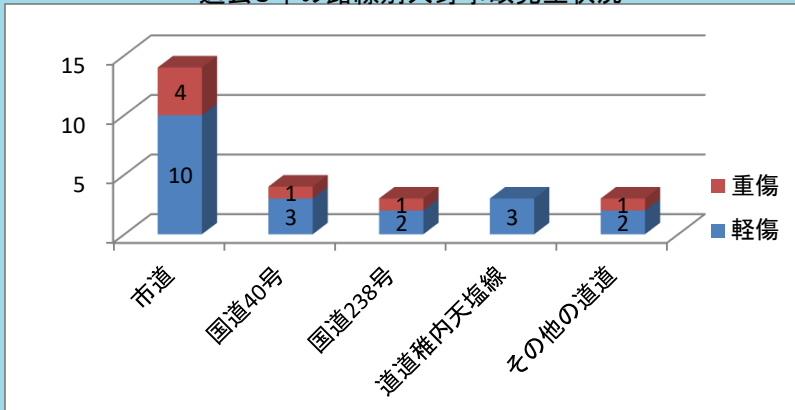
稚内警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道40号	午前6時から午後8時	市街地	指定速度(50km/h)
		郊外	法定速度(60km/h)
国道238号	午前6時から午後6時	市街地	指定速度(50km/h)
		郊外	法定速度(60km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

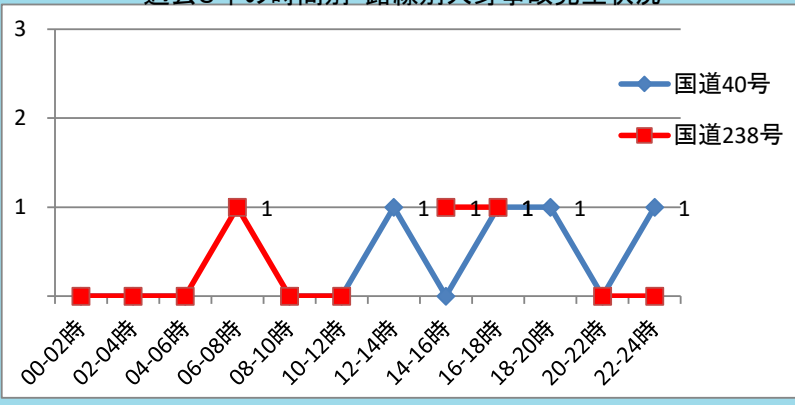
稚内警察署管内の交通事故実態等

過去3年の路線別人身事故発生状況



- 過去3年5月～10月の人身事故のうち、
 - ・市道で14件
 - ・国道40号で4件
 - ・国道238号で3件
 - と多く発生しています。
- 重傷事故については
 - ・稚内市道で4件
 - ・国道40号で1件
 - ・国道238号で1件
 - ・道道猿払鬼志別線で1件
 - 発生しています。

過去3年の時間別・路線別人身事故発生状況



- 過去3年5月～10月の時間帯別人身事故発生状況を見ると
 - ・国道40号
 - 12時～14時 1件
 - 16時～18時 1件
 - 18時～20時 1件
 - 22時～24時 1件
 - ・国道238号
 - 6時～8時 1件
 - 14時～16時 1件
 - 16時～18時 1件
 と発生しており、夕方の時間帯に事故が発生している傾向があります。

その他の交通指導取締りの要点

市街地における交差点違反取締り、シートベルト取締り、飲酒運転取締りを強化していきます

令和7年11月から令和8年4月までの交通事故発生状況と取締り取組状況

- 期間中、交通死亡事故が2件発生しております。
- 期間中、13件(前年+6件)の人身事故が発生しており、
 - 稚内市道が6件、国道40号が4件、道道稚内天塩線が2件、駐車場の事故が1件
 - となっています。
- 冬期間に事故発生が多い市街地において交差点違反取締りや、飲酒運転取締りを重点的に実施しました。